

手術通則第5号及び第6号に掲げる手術件数

対象期間: 2025年1月～2025年12月

区分		対象手術名	件数
1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	75
	イ	黄斑下手術等	715
	ウ	鼓室形成手術等	140
	エ	肺悪性腫瘍手術等	48
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術等	154
2	ア	靭帯断裂形成手術等	32
	イ	水頭症手術等	41
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	5
	エ	尿道形成手術等	11
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	41
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	33
3	ア	上顎骨形成術等	19
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	52
	ウ	バセドウ甲状腺全摘	7
	エ	母指化手術等	14
	オ	内反足手術等	4
	カ	食道切除再建術等	5
	キ	同種死体腎移植術等	18
4		胸腔鏡又は腹腔鏡手術	358
その他	ア	人工関節置換術	130
	イ	乳児外科施設基準対象手術	12
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	52
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	279
	オ	経皮的冠動脈形成術(急性心筋梗塞に対するもの)	1
		経皮的冠動脈形成術(不安定狭心症に対するもの)	1
		経皮的冠動脈形成術(その他のもの)	23
		経皮的冠動脈粥腫切除術	0
		経皮的冠動脈ステント留置術(急性心筋梗塞に対するもの)	6
		経皮的冠動脈ステント留置術(不安定狭心症に対するもの)	10
経皮的冠動脈ステント留置術(その他のもの)		57	